

かごしま空港36カントリークラブ ゴルフ場約款

<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当ゴルフ場を利用される方は会員・非会員を問わず、すべて本約款並びに当ゴルフ場の会則及び細則等による外、鹿児島県ゴルフ協会、鹿児島県暴力放逐運動推進センター及び鹿児島県警察との申し合わせに事項並びに決議に従って利用頂きます。</p> <p>(利用契約の成立)</p> <p>第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとなさる方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、利用カード・ロッカーキーをお渡ししたときに署名者の施設利用をお引き受けする事になります。</p> <p>(自己責任の原則)</p> <p>第3条 当ゴルフ場の施設内においては利用者様の行動は利用者様の判断によって行って頂き、その責任は利用者様本人に負って頂く事を原則とします。当ゴルフ場で発生した事故（怪我、クラブや携帯品の破損を含む）につきまして、当ゴルフ場従業員の過失及び施設の瑕疵による場合を除き、全て利用者様又は入場者様自らが責任を負うものとします。特に下記の場合は、当ゴルフ場の過失とはならず、当ゴルフ場の責めに帰すべき故意、又は重大な過失がない限り責任を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コース内の斜面、段差、階段、穴等で転倒して怪我をした場合 2. カート走路上でのカートとの接触事故 3. コース内での打球事故 <p>(利用の拒絶)</p> <p>第4条 当ゴルフ場では、次の場合には利用をお断りすることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 満員でスタート時間に余裕がないとき 2. 天災その他やむえない事情によりゴルフ場をクローズするとき 3. カスタマーハラスメント行為があり、当ゴルフ場従業員に社会通念に照らして著しい精神的負担を強いたと当ゴルフ場が判断したとき 4. 利用者が暴力団又はこれに類する団体の構成員であるとき <p>(利用継続の拒絶)</p> <p>第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用継続をお断りすることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公の秩序又は善良な風俗に反する行為があったとき 2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき 3. 天災その他やむえない事情により施設の利用ができないとき 4. 利用者が暴力団又はこれに類する団体等の構成員であることが判明したとき 5. その他本約款に違反したとき <p>(休業日・開場時間)</p> <p>第6条 当ゴルフ場の休業日と開場時間はゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。</p> <p>(金銭その他貴重品)</p> <p>第7条 金銭その他貴重品は各自の責任において保管して下さい。盗難等事故による損害には当ゴルフ場は重大な過失がない限り一切責任を負いません。なお貴重品等をセーフティボックスに預けられる場合にはご利用期間中はお客様の占有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。従ってセーフティボックス内の保管品については当ゴルフ場に故意等がない限り補償など一切の責任を負いません。</p> <p>(携帯品・自動車)</p> <p>第8条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、責任を負いません。</p> <p>(ロッカーの使用)</p> <p>第9条 ロッカーには金銭その他高価品は、お入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他高価品の盗難については、責任を負いません。</p> <p>(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)</p> <p>第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。</p> <p>(ティーイングエリアにおける素振り)</p> <p>第11条 素振りは、ティー・マーカー内の打席又は、特に指定された場所以外では、なさらないで下さい。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。</p> <p>(飛距離の確認)</p> <p>第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。</p>	<p>(キャディ及びフォアキャディの合図)</p> <p>第13条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。</p> <p>(打球の前に出ないこと)</p> <p>第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。</p> <p>(隣接ホールへの打込み)</p> <p>第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。</p> <p>(退避)</p> <p>第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。</p> <p>(雷鳴があった場合)</p> <p>第17条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に退避して下さい。</p> <p>(宅配便の取り扱い)</p> <p>第18条 宅配便による物品の受領、保管、発送については、当ゴルフ場は故意等がない限り当該物品の破損紛失及び盗難等に関して責任を負いません。</p> <p>(乗用カートの利用)</p> <p>第19条 乗用カートをご利用の際は、別に定める乗用カート利用約款を遵守してご利用下さい。</p> <p>(火気の使用禁止)</p> <p>第20条 コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では使用なさらないで下さい。たばこの吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。</p> <p>(違反の場合の責任)</p> <p>第21条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、及び第19条に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条及び第19条に違反し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任は負いません。</p> <p>(プレー終了後のクラブ確認)</p> <p>第22条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。</p> <p>(施設に損害を与えた場合)</p> <p>第23条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。</p> <p>(施設内の持込み品)</p> <p>第24条 施設内に下記のものを持込む事をお断り致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部からの飲食物 2. 著しく悪臭を放つもの。騒音を発するもの 3. 動物等のペット類 4. 発火、爆発のおそれがあるもの 5. その他、他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与えるもの <p>(行為の禁止)</p> <p>第25条 施設内では下記の行為はお断り致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賭博、その他風紀を乱す行為 2. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合を除く） 3. 利用者以外のコース内立入（特に許可する場合を除く） 4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為 5. 入れ墨、タトゥー等他人に恐怖感や不快感を与える者の入浴 <p>※ゴルフ場利用客、及びゴルフ場関係者以外のクラブハウスの入場はできません。</p> <p>附則 この約款は、令和8年1月1日から施行致します。</p>
--	---